

議案第 25 号

小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 25 年 1 月 31 日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

(提案理由)

墓地等の経営の許可等に関する基準を明確にするため、本案を提出するものであります。

小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号中「登記された事務所」を「登記された日から5年以上経過した事務所」に改める。

第10条第1項第4号中「管理事務所及び駐車場」を「管理事務所及び規則で定める基準を満たす駐車場」に改め、同項第5号中「緑地」を「緑地及び緩衝帯」に改める。

第14条に次の1号を加える。

(9) 規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の経営の許可又は変更の申請に係る許可の基準から適用し、同日前の申請に係る許可又は変更の基準については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定により許可された墓地等については、改正後の条例の規定により許可されたものとみなす。

小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正 条 例 | 現 行 条 例 | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>(墓地等の経営主体)</p> <p>第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項の法人で、同法の規定により<u>登記された日から5年以上経過した事務所</u>を、小金井市（以下「市」という。）の区域内に有するもの</p> <p>(3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号の公益法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により登記された日から<u>5年以上経過した事務所</u>を、市の区域内に有するもの（以下「公益法人」という。）</p> <p>(墓地の構造設備基準)</p> <p>第10条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び規則で定める基準を満たす駐車場</u>（以下この号においてこれらを「駐車場等」という。）を設けること。ただし、当該墓地を經營しようとする者が所有する駐車場等が、当該墓地の近隣に既設され、当該墓地の利用者が使用できる場合で、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> | <p>(墓地等の経営主体)</p> <p>第3条 墓地等を經營しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項の法人で、同法の規定により<u>登記された事務所</u>を、小金井市（以下「市」という。）の区域内に有するもの</p> <p>(3) 墓地等の經營を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号の公益法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により<u>登記された事務所</u>を、市の区域内に有するもの（以下「公益法人」という。）</p> <p>(墓地の構造設備基準)</p> <p>第10条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び駐車場</u>（以下この号においてこれらを「駐車場等」という。）を設けること。ただし、当該墓地を經營しようとする者が所有する駐車場等が、当該墓地の近隣に既設され、当該墓地の利用者が使用できる場合で、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> | <p></p> <p>墓地等の経営主体の要件の改正</p> <p>同上</p> <p>墓地の構造設備基準の改正</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>(5) 墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地及び緩衝帯を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 省略 (火葬場の構造設備基準)</p> <p>第14条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) } ↳ } 省略 (8) }</p> <p>(9) 規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の経営の許可又は変更の申請に係る許可の基準から適用し、同日前の申請に係る許可又は変更の基準については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定により許可された墓地等については、改正後の条例の規定により許可されたものとみなす。</p> | <p>(5) 墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 省略 (火葬場の構造設備基準)</p> <p>第14条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) } ↳ } 省略 (8) }</p> | <p>墓地の構造設備基準の改正</p> <p>火葬場の構造設備基準の追加</p> |
|--|---|--|

議案第 25 号資料 2

小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例に係る改正概要

1 改正内容

- (1) 墓地等の経営主体の要件として、小金井市に登記された日から5年以上経過した事務所を有していることを新設します（条例第3条）。
- (2) 墓地及び火葬場に設ける駐車場の基準を新設します。基準は、規則で定めるところとし、当該基準は、次のとおりです（条例第10条、第14条）。
 - ① 墓地 墳墓区画数の5パーセント以上の駐車場台数を設けること。
 - ② 火葬場 火葬炉数に10を乗じて得た数以上の駐車場台数を設けること。
- (3) 墓地の構造設備基準について、規則で定める基準に従い緩衝帯を設けることを基準に新設します。規則で定める基準は、敷地境界と墳墓を設ける区域との間に3メートル以上の距離を設けることとします（条例第10条）。

2 施行日

この条例は、平成25年9月1日から施行します（条例付則第1項）。

3 経過措置

- (1) この条例による改正後の小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「改正後の条例」といいます。）の規定は、この条例の施行日以後の経営の許可の申請に係る許可又は変更の基準から適用し、同日前の申請に係る許可又は変更の基準については、なお従前の例によります（条例付則第2項）。
- (2) この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定により許可された墓地等については、改正後の条例の規定により許可されたものとみなします（条例付則第3項）。

4 その他

条例改正に併せ、規則を改正し、第10条第1項第5号に規定する緑地の基準を次のように改めます。

墓地の敷地の総面積に占める緑地の割合

| 改正基準 | 現行基準 |
|-----------|-----------|
| 20パーセント以上 | 15パーセント以上 |